

## 港湾施設使用料等の支払いの猶予について

港 湾 振 興 課

### 1 要旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾施設利用者に対して、当該利用者からの申し出に応じて、次のとおり、港湾施設使用料及び入港料の支払いを猶予する。

### 2 対象とする港湾施設使用料及び入港料

- (1) 別表に掲げる港湾施設使用料  
(別表以外の使用料や電気水道料金等は、対象外とする。)
- (2) 広島港、尾道糸崎港及び福山港に係る入港料

### 3 猶予対象となる期間（港湾施設の使用又は入港に係るもの）

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで  
令和2年10月1日以降の取り扱いについては、感染拡大の状況等を踏まえ、別途検討する。

### 4 猶予後の納期限

令和3年3月31日

### 5 申出等方法

- (1) 申出書を東部建設事務所、広島港湾振興事務所又は関係市町に郵送で提出する。  
(公表日以降受付)
- (2) 申出承認後、納入通知書が送付される。(納期限は、一律令和3年3月31日。)

### 6 その他

令和2年度の年間使用料の1/4（3ヶ月分）以上を既に納付している場合は、申し出により還付する。

別 表

区 分	港湾施設の種類
係留施設	岸壁及び物揚場
	係船浮票
	栈橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮栈橋
	小型船舶特定係留施設（地方港湾須波港）
	可動橋
臨港交通施設	駐車場（専用使用に限る。）
荷さばき施設	荷役機械
	荷さばき地
	上 屋
旅客施設	待合所
保管施設	野積場
	水面貯木場
船舶役務用施設	船舶給水施設
港湾管理施設	港湾管理事務所
港湾施設用地	倉庫等敷地
目的外使用	土地，建物の目的外使用